平成２５年（フ）第５７号
岐阜県大垣市波須１丁目27番地３
債務者　田邉　　隆
1　決定年月日時　平成25年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　雅博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第７３３号
名古屋市中村区名駅南３丁目12番35号　フォアール名駅502号、従前の住所名古屋市中区三の丸１丁目２番３号
債務者　肥田　文浩
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤谷　久美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２３７号
札幌市東区北47条東４丁目３番１号　２階
債務者　高橋　一徹
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　大蔵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２６４号
札幌市北区篠路５条６丁目11番９号
債務者　前野　信弘
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大嶋　一生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２６７号
北海道北広島市西の里東４丁目６番地３
債務者　神山　広基
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神戸　俊昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２７号
秋田県山本郡藤里町大沢字荒川37番地　グループホーム男子寮虹
債務者　佐藤　弘英
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　　塁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第１６８号
宮崎市大字本郷北方2314番地25
債務者　酒井　博明
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　尚典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１２９３号
札幌市中央区宮の森３条４丁目３番11―113号
債務者　福永　三成
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　宏樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６７号
佐賀県唐津市相知町町切778番地
債務者　正村　博志
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田坂　　茜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５５７号
札幌市東区北27条東17丁目２番10―401号
債務者　今　　大基
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６６６号
札幌市北区北38条西８丁目２番18―303号
債務者　一戸　優一
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０４８号
札幌市手稲区富丘１条４丁目11番25―403号
債務者　宝福　勝行
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０７４号
札幌市西区発寒10条１丁目４番24号　発寒十条ハイツ201号
債務者　後藤　　紀
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０７５号
札幌市西区発寒10条１丁目４番24号　発寒十条ハイツ201号
債務者　後藤　　巧
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０８０号
札幌市中央区南17条西９丁目１番６―505号
債務者　富塚　竝子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１１３号
札幌市北区新川２条４丁目６番５号　ルナフラッツ106号
債務者　中寺　重男
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部